

平成27年度介護保険料のお知らせ

◆平成27年4月より65歳以上の介護保険料が変わりました。

これまでの基準額は年額42,000円（月額3,500円）でしたが、1号被保険者の負担割合が全国一律に21%から22%へ変更されたことや、高齢者が増加し、平成27年度から29年度までのサービス量増加などに対応できるよう、**基準額は年額51,600円（月額4,300円）になります。**なお、第1段階に、今回新たに保険料を公費で軽減する制度が設けられました。

【平成27年3月まで】

| 保険料段階 | 年額（円） |
|--|--------|
| 第1段階 生活保護受給者・老齢福祉年金で世帯員全員が町民税非課税の方 | 21,000 |
| 第2段階 世帯員全員が町民税非課税かつ本人の年金収入額と所得額の合計が80万円以下の方 | 21,000 |
| 第3段階 (特例) 世帯員全員が町民非課税で第2段階に該当せず、本人の年金収入額と所得額の合計が120万円以下の方 | 27,300 |
| 第3段階 世帯員全員が町民税非課税で第3段階の特例に該当しない方 | 31,500 |
| 第4段階 (特例) 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、本人の年金収入額と所得額の合計が80万円以下の方 | 37,800 |
| 第4段階 (基準額) 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、第4段階の特例に該当しない方 | 42,000 |
| 第5段階 本人が町民税課税で前年の所得額の合計が200万円未満の方 | 52,500 |
| 第6段階 本人が町民税課税で前年の所得額の合計が200万円以上の方 | 63,000 |

【平成27年4月より】

| 保険料段階 | 年額（円） |
|---|--------|
| 第1段階 生活保護受給者・老齢福祉年金受給者で世帯員全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入額と所得額の合計が80万円以下の方 | 23,200 |
| 第2段階 世帯員全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入額と所得額の合計が80万円を超120万円以下の方 | 33,500 |
| 第3段階 世帯員全員が町民税非課税かつ、本人の年金収入額と所得額の合計が120万円超の方 | 38,700 |
| 第4段階 本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ、本人の年金収入額と所得額の合計が80万円以下の方 | 46,400 |
| 第5段階 (基準額) 本人が町民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ、本人の年金収入額と所得額の合計が80万円超の方 | 51,600 |
| 第6段階 町民税課税かつ、所得額の合計が120万円未満の方 | 61,900 |
| 第7段階 町民税課税かつ、所得額の合計が120万円以上190万円未満の方 | 67,100 |
| 第8段階 町民税課税かつ、所得額の合計が190万円以上290万円未満の方 | 77,400 |
| 第9段階 町民税課税かつ、所得額の合計が290万円以上の方 | 87,700 |

※町民税非課税世帯に属する方（第1段階から第3段階）の保険料は、平成29年度さらに減額する予定となっています。

【お問い合わせ先】保健福祉課介護保険係 ☎ (62) 4473

平成27年度介護保険制度改正のお知らせ

平成27年度から平成29年度を計画期間とする、「第6期小清水町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」がスタートしました。また、介護保険法の改正が行われましたので、その概要をお知らせします。

平成27年4月から

◆介護保険施設等の多床室の居住費負担の見直し

- ・利用者負担第2段階及び第3段階の方の多床室の負担限度額が日額320円から**370円**になりました。（第1段階の方の限度額については据え置き）
- ・平成27年3月31日以前に交付している「介護保険負担限度額認定証」については再発行の手続きは必要ありませんので、多床室の負担限度額「320円」を「370円」として読み替えて使用してください。※町民税課税世帯の方等については、8月から「840円」に変更となります。（ショートステイ含む）

◆特別養護老人ホームへの入所は原則要介護3以上に

在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化を図るため、特別養護老人ホームへの新規入所は、原則要介護3以上の方が対象となりました。（既に入所されている方を除く）※要介護1・2の方でも、やむを得ない事由があるときには、入所が認められる場合があります。

◆サービス付き高齢者住宅の住所地特例の適用

これまで、有料老人ホームに該当しても「特定入所者生活介護」として、介護サービス事業所の指定を受けていないサービス付き高齢者住宅は対象外でしたが、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者住宅は住所地特例の対象となります。

平成27年8月から

◆介護サービスの自己負担が1割から2割へ

介護サービスを利用した際、これまで一律1割の負担をしていただいておりますが、65歳以上の方で一定以上の所得がある方（本人の合計所得金額が160万円以上）については、2割負担になります。※ただし、下記に該当する場合には、2割負担の対象外となります。（1割負担のまま）

- ・同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で280万円未満
- ・同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が2人以上の世帯で346万円未満

◆低所得者の施設利用者の食費・居住費の軽減に要件が追加

低所得の施設利用者の食費・居住費を軽減する要件に預貯金などの資産が追加され、次のいずれかに該当する方は対象外となります。

（追加された要件）

- ・預貯金などが単身1,000万円超、夫婦で2,000万円超の場合
- ・世帯分離している（住民票上世帯が異なる）配偶者が課税されている場合

※平成28年8月からは、遺族年金や障害年金の額も判定対象となります。

◆高額介護サービス費に新たな利用者負担段階区分が追加

高額介護サービス費の利用者負担段階区分に「現役並み所得相当」が追加され、上限額は月額37,200円から44,400円になります（同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる世帯が対象となります）。※ただし、上記に該当しても同一世帯内の第1号被保険者の収入合計が520万円未満（世帯内の第1号被保険者が本人1人のみの場合は383万円未満）の場合は、「現役並みの所得相当」の区分に該当しません。